

住民監査請求事務の流れ

◎監査委員は、請求があった日(受付日:受付印を押した日)から、60日以内(監査請求のあった日の翌日を第1日とし、60日目にあたる日まで)に監査及び勧告を行う。

住民監査請求の要件を満たさなくなった場合には、いつの時点においても却下決定となる。

